

## ＜補足文書＞

# 開示後発事象の例示及び開示内容の例示について

2026年1月9日  
企業会計基準委員会

## 目 的

1. 本文書は、実務において参考となるように、2026年1月9日に廃止された日本公認会計士協会 監査・保証基準委員会 監査基準報告書 560 実務指針第1号「後発事象に関する監査上の取扱い」（最終改正 2024年9月26日。以下「監基報 560 実1」という。）に示されていた開示後発事象の例示及び開示内容の例示を提供することを目的としている。
2. 本文書は、企業会計基準、企業会計基準適用指針、実務対応報告及び移管指針（以下「企業会計基準等」という。）を追加又は変更するものではなく、企業会計基準等の適用にあたって参考となる文書である。

## 関連する定め

3. 本文書に関連する定めは、次のとおりである。

### 企業会計基準第41号

## 後発事象に関する会計基準

### 会計基準

#### 開 示

##### 開示目的

9. 重要な開示後発事象に関する注記における開示目的は、開示後発事象が発生した場合に当該開示後発事象が将来の企業の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に及ぼす影響を財務諸表利用者が理解できるようにするための十分な情報を開示することにある。

##### 注記事項

#### 重要な開示後発事象

11. 重要な開示後発事象について、第9項の開示目的を達成するため、次の事項を注記する。
  - (1) 重要な開示後発事象の内容及び影響額等

(2) (1)の影響額の見積りができない場合、その旨及び理由

## 本文書の公表の経緯

4. 当委員会は、監基報 560 実 1 のうち会計に関する内容について、基本的にその内容を引き継いだ上で、必要と考えられる見直しを行い、企業会計基準第 41 号「後発事象に関する会計基準」（以下「後発事象会計基準」という。）及び企業会計基準適用指針第 35 号「後発事象に関する会計基準の適用指針」を公表した。
5. 審議において、監基報 560 実 1 の開示後発事象の例示及び付表 2「開示後発事象の開示内容の例示」（以下「付表 2」という。）について後発事象会計基準に移管すべきかどうかの検討を行った。この点、後発事象が修正後発事象又は開示後発事象のいずれに該当するかについては、一定の判断を要すると考えられる。また、後発事象会計基準では、重要な開示後発事象に関する注記における開示目的を定めており、開示後発事象が発生した場合に当該開示後発事象が将来の企業の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に及ぼす影響を財務諸表利用者が理解できるようにするための十分な情報を開示することを求めている。

重要な開示後発事象の内容の注記に記載する具体的な項目及びその詳細さについては、当該開示目的に照らして企業が適切に判断するものであると考えられる中、監基報 560 実 1 の開示後発事象の例示や付表 2 のように特定の事象に関して開示内容を具体的に列挙する形で示すと、チェックリストのように用いられる可能性があり、開示目的を定めるアプローチと整合しないと考えられる。さらに、監基報 560 実 1 の付表 2 のうち開示する事項に記載された内容については、会計基準に取り入れるには過度に詳細な記述となっているとも考えられる。

一方、これらの例示は実務で広く参考にされているため、関係者にとって有用な情報であり、その内容を引き続き周知すべきとの意見も聞かれた。

6. 検討の結果、実務において参考となる情報を提供することを目的として、監基報 560 実 1 の移管時において示されていた開示後発事象の例示及び付表 2 を本文書の別紙にそのまま示す形により、本文書を公表することとした。なお、今後、本文書を更新することは予定していない。

## 開示後発事象の例示等

7. 監基報 560 実 1 に示されていた開示後発事象の例示の内容については、本文書の別紙 1 に示している。また、監基報 560 実 1 の付表 2 については、本文書の別紙 2 に示している。

## (別紙1) 開示後発事象の例示

### I 財務諸表提出会社、子会社及び関連会社

#### 1. 会社が営む事業に関する事象

- ① 重要な事業の譲受
- ②\* 重要な事業の譲渡
- ③ 重要な合併
- ④ 重要な会社分割
- ⑤\* 現物出資等による重要な部門の分離
- ⑥\* 重要な事業からの撤退
- ⑦\* 重要な事業部門の操業停止
- ⑧\* 重要な資産の譲渡
- ⑨\* 重要な契約の締結又は解除
- ⑩ 大量の希望退職者の募集
- ⑪\* 主要な取引先の倒産
- ⑫\* 主要な取引先に対する債権放棄
- ⑬ 重要な設備投資
- ⑭ 新規事業に係る重要な事象（出資、会社設立、部門設置等）

#### 2. 資本の増減等に関する事象

- ① 重要な新株の発行（新株予約権等の行使・発行を含む。）
- ② 重要な資本金又は準備金の減少
- ③ 重要な株式交換、株式移転
- ④ 重要な自己株式の取得
- ⑤ 重要な自己株式の処分（ストック・オプション等を含む。）
- ⑥ 重要な自己株式の消却
- ⑦ 重要な株式併合又は株式分割

#### 3. 資金の調達又は返済等に関する事象

- ① 多額な社債の発行
- ② 多額な社債の買入償還又は繰上償還（デット・アサンプションを含む。）
- ③ 借換え又は借入条件の変更による多額な負担の増減
- ④ 多額な資金の借入

#### 4. 子会社等に関する事象

- ①\* 子会社等の援助のための多額な負担の発生

- ②\* 重要な子会社等の株式の売却
- ③ 重要な子会社等の設立
- ④ 株式取得による会社等の重要な買収
- ⑤\* 重要な子会社等の解散・倒産

5. 会社の意思にかかわらず蒙ることとなった損失に関する事象

- ① 火災、震災、出水等による重大な損害の発生
- ② 外国における戦争の勃発等による重大な損害の発生
- ③ 不祥事等を起因とする信用失墜に伴う重大な損失の発生

6. その他

- ①\* 重要な経営改善策又は計画の決定（デット・エクイティ・スワップを含む。）
- ②\* 重要な係争事件の発生又は解決
- ③ 重要な資産の担保提供
- ④\* 投資に係る重要な事象（取得、売却等）

**II 連結財務諸表固有の後発事象**

- ① 重要な連結範囲の変更
- ② セグメント情報に関する重要な変更
- ③ 重要な未実現損益の実現

上に掲げた開示後発事象の例示において、\*を付した項目で損失が発生するときは、修正後発事象となることも多いことに留意する必要がある。

## (別紙2) 開示後発事象の開示内容の例示

事 象	事象発生の時期	開示する事項
<b>1. 会社が営む事業に関する事象</b>		
①重要な事業の譲受	合意成立又は事実の公表のとき	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. その旨及び目的</li> <li>2. 譲り受ける相手会社の名称</li> <li>3. 譲り受ける事業の内容</li> <li>4. 譲り受ける資産・負債の額</li> <li>5. 譲受の時期</li> <li>6. その他重要な特約等がある場合にはその内容</li> </ol>
②重要な事業の譲渡	合意成立又は事実の公表のとき	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. その旨及び理由</li> <li>2. 譲渡する相手会社の名称</li> <li>3. 譲渡する事業の内容、規模（直近期の売上高、生産高等）</li> <li>4. 譲渡する資産・負債の額</li> <li>5. 譲渡の時期</li> <li>6. 譲渡価額</li> <li>7. その他重要な特約等がある場合にはその内容</li> </ol>
③重要な合併	合意成立又は事実の公表のとき	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. その旨及び目的</li> <li>2. 合併する相手会社の名称</li> <li>3. 合併の方法、合併後の会社の名称</li> <li>4. 合併比率、合併交付金の額、合併により発行する株式の種類及び数、増加すべき資本・準備金・その他利益剰余金等の額、引き継ぐ資産・負債の額</li> <li>5. 相手会社の主な事業の内容、規模（直近期の売上高、当期純利益、資産・負債及び純資産の額、従業員数等）</li> <li>6. 合併の時期</li> <li>7. 配当起算日</li> <li>8. その他重要な特約等がある場合にはその内容</li> </ol>
④重要な会社分割	取締役会等の決議があったとき	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. その旨及び理由</li> <li>2. 会社分割する事業内容、規模（直近期の売上高、生産高等）</li> <li>3. 会社分割の形態</li> <li>4. 会社分割に係る分割会社又は承継会社の名称、当該会社の資産・負債及び純資産の額、従業員数等</li> <li>5. 会社分割の時期</li> <li>6. その他重要な事項がある場合にはその内容</li> </ol>
⑤現物出資等による重要な部門の分離	取締役会等の決議があったとき	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. その旨及び理由</li> <li>2. 部門分離の形態</li> <li>3. 現物出資する資産等の内容</li> </ol>

事 象	事象発生の時期	開示する事項
		4. 現物出資等により設立する会社の名称、事業内容、資産・負債及び純資産の額、従業員数等 5. 現物出資等の時期 6. その他重要な事項がある場合にはその内容
⑥重要な事業からの撤退	取締役会等の決議があったとき	1. その旨及び理由 2. 撤退する事業の内容、規模（直近期の売上高、生産高等） 3. 撤退の時期 4. 撤退が営業活動等へ及ぼす重要な影響 5. その他重要な事項がある場合にはその内容
⑦重要な事業部門の操業停止	取締役会等の決議があったとき	1. その旨及び理由 2. 操業停止する部門の事業の内容、規模（直近期の売上高、生産高等） 3. 操業停止の時期、期間 4. 操業停止が営業活動等へ及ぼす重要な影響 5. その他重要な事項がある場合にはその内容
⑧重要な資産の譲渡	合意成立又は事実の公表のとき	1. その旨及び理由 2. 譲渡する相手会社の名称 3. 譲渡資産の種類、譲渡前の用途 4. 譲渡の時期 5. 譲渡価額 6. その他重要な特約等がある場合にはその内容
⑨重要な契約の締結又は解除	取締役会等の決議があったとき	1. その旨及び目的又は理由 2. 契約の相手会社の名称 3. 締結又は解除の時期 4. 契約の内容 5. 契約の締結又は解除が営業活動等へ及ぼす重要な影響 6. その他重要な事項があればその内容
⑩大量の希望退職者の募集	取締役会等の決議があったとき	1. その旨及び理由 2. 希望退職募集の対象者、募集人員 3. 募集期間 4. 希望退職による損失の見込額 5. その他重要な特約等がある場合にはその内容
⑪主要な取引先の倒産	倒産の事実を認知したとき	1. その旨及び倒産の原因 2. 当該取引先の名称、当該取引先との取引内容 3. 当該取引先の状況、負債総額 4. 当該取引先に対する債権の額 5. 当該取引先に対する保証債務の額 6. 当該倒産が営業活動等へ及ぼす重要な影響 7. その他重要な事項がある場合にはその内容
⑫主要な取引先に対	取締役会等の決	1. その旨及び債権放棄に至った経緯

事 象	事象発生の時期	開示する事項
する債権放棄	議があったとき	2. 当該取引先の名称、当該取引先との取引内容 3. 当該取引先の状況 4. 債権放棄の時期 5. 当該取引先に対する債権放棄の額 6. 当該債権放棄が営業活動等へ及ぼす重要な影響 7. その他重要な事項がある場合にはその内容
⑬重要な設備投資	取締役会等の決議があったとき	1. その旨及び目的 2. 設備投資の内容 3. 設備の導入時期（着工、完成時期等） 4. 当該設備が営業・生産活動に及ぼす重要な影響 5. その他重要な事項がある場合にはその内容
⑭新規事業に係る重要な事象（出資、会社設立、部門設置等）	取締役会等の決議があったとき	1. その旨 2. 新規事業の内容 3. 新規事業開始の時期 4. 当該新規事業が営業活動に及ぼす重要な影響 5. その他重要な事項がある場合にはその内容
<b>2. 資本の増減等に関する事象</b>		
①重要な新株の発行（新株予約権等の行使・発行を含む。）	取締役会等の決議があったとき	1. その旨 2. 募集等の方法 3. 発行する株式の種類及び数、発行価額、発行総額、発行価額のうち資本へ組入れる額 4. 発行のスケジュール 5. 新株の配当起算日 6. 資金の用途 7. その他重要な事項がある場合にはその内容
②重要な資本金又は準備金の減少	取締役会等の決議があったとき	1. その旨及び目的 2. 資本金又は準備金の減少の方法 3. 減少する資本金又は準備金の額、減少する発行済株式数 4. 減資等のスケジュール 5. その他重要な事項がある場合にはその内容
③重要な株式交換、株式移転	取締役会等の決議があったとき	1. その旨及び目的 2. 株式交換又は株式移転の方法及び内容 3. 株式交換又は株式移転の時期 4. その他重要な事項がある場合にはその内容
④重要な自己株式の取得	取締役会等の決議があったとき	1. その旨及び理由 2. 取得の方法、取得する株式の数、取得価額 3. 取得の時期 4. その他重要な事項がある場合にはその内容
⑤重要な自己株式の処分（ストック・オプション等を含む）	取締役会等の決議があったとき	1. その旨及び理由 2. 処分の方法、処分する株式の数、処分価額 3. 処分の時期、期間

事 象	事象発生の時期	開示する事項
む。)		4. その他重要な事項がある場合にはその内容
⑥重要な自己株式の消却	取締役会等の決議があったとき	1. その旨及び理由 2. 消却の方法、消却する株式の数 3. 消却の時期 4. その他重要な事項がある場合にはその内容
⑦重要な株式併合又は株式分割	取締役会等の決議があったとき	1. その旨及び目的 2. 株式併合又は株式分割の割合 3. 株式併合又は株式分割の時期 4. 一株当たり情報に及ぼす影響 5. その他重要な事項がある場合にはその内容
<b>3. 資金の調達又は返済等に関する事象</b>		
①多額な社債の発行	取締役会等の決議があったとき	1. その旨 2. 発行する社債の種類及び数、発行価額、発行総額、利率、償還方法、償還期間 3. 新株予約権付社債の新株予約権の内容 4. 発行の時期 5. 担保の内容 6. 資金の用途 7. その他重要な特約等がある場合にはその内容
②多額な社債の買入償還又は繰上償還（デット・アサンプションを含む。）	取締役会等の決議があったとき	1. その旨及び目的 2. 償還する社債の種類、銘柄、償還額 3. 償還の方法、償還の時期 4. 償還のための資金調達の方法 5. 社債の減少による支払利息の減少見込額 6. その他重要な特約等がある場合にはその内容
③借換え又は借入条件の変更による多額な負担の増減	合意成立又は事実の公表のとき	1. その旨及び目的 2. 借入先の名称 3. 借換え又は条件変更の内容（金利、期間等） 4. 借換え又は条件変更の実施時期又は期間 5. 借換え又は条件変更による影響（借入利息の増減見込額等） 6. その他重要な特約等がある場合にはその内容
④多額な資金の借入	合意成立又は事実の公表のとき	1. その旨及び用途 2. 借入先の名称 3. 借入金額、借入条件（利率、返済条件等） 4. 借入の実施時期、返済期限 5. 担保提供資産又は保証の内容 6. その他重要な特約等がある場合にはその内容
<b>4. 子会社等に関する事象</b>		
①子会社等援助のための多額な負担の	取締役会等の決議があったとき	1. その旨及び理由 2. 援助する相手会社の名称

事 象	事象発生の時期	開示する事項
発生		3. 援助の内容（債権放棄、金利たな上げ、増資 払込み、債務肩代り等）、金額、及び実施時期 4. その他重要な事項がある場合にはその内容
②重要な子会社等の 株式の売却	合意成立又は事 実の公表のとき	1. その旨及び理由 2. 売却する相手会社の名称 3. 売却の時期 4. 当該子会社等の名称、事業内容及び会社と の取引内容 5. 売却する株式の数、売却価額、売却損益及び 売却後の持分比率 6. その他重要な特約等がある場合にはその内 容
③重要な子会社等の 設立	取締役会等の決 議があったとき	1. その旨及び目的 2. 設立する会社の名称、事業内容、規模 3. 設立の時期 4. 取得する株式の数、取得価額及び取得後の 持分比率等 5. その他重要な事項がある場合にはその内容
④株式取得による会 社等の買収	合意成立又は事 実の公表のとき	1. その旨及び目的 2. 株式取得の相手会社の名称 3. 買収する会社の名称、事業内容、規模 4. 株式取得の時期 5. 取得する株式の数、取得価額及び取得後の 持分比率 6. 取得価額が多額な場合には、支払資金の調 達及び支払方法 7. その他重要な特約等がある場合にはその内 容
⑤重要な子会社等の 解散・倒産	取締役会等の決 議があったとき 又は解散・倒産 の事実を認知し たとき	1. その旨及び理由 2. 当該子会社等の名称、事業内容、持分比率等 3. 解散・倒産時期 4. 子会社等の状況、負債総額 5. 当該解散・倒産による会社の損失見込額 6. 当該解散・倒産が営業活動等へ及ぼす重要 な影響
<b>5. 会社の意思にかかわりなく蒙ることとなった損失に関する事象</b>		
①火災、震災、出水 等による重大な損 害の発生	火災、震災、出 水等による損害 の発生を認知し たとき	1. その旨 2. 被害の状況 3. 損害額 4. 復旧の見通し 5. 当該災害が営業活動等に及ぼす重要な影響 6. その他重要な事項がある場合にはその内容
②外国における戦争 の勃発等による重 大な損害の発生	戦争の勃発等によ る損害の発生 を認知したとき	1. その旨及び戦争の状況 2. 被害の状況 3. 損害額 4. 当該戦争が営業活動等に及ぼす重要な影響

事 象	事象発生の時期	開示する事項
		5. その他重要な事項がある場合にはその内容
③不祥事等を起因とする信用失墜に伴う重大な損失の発生	不祥事等を起因とする信用失墜に伴う損失が生ずる可能性を認知したとき	1. その旨 2. 信用失墜の状況 3. 損失の程度 4. 営業活動等に及ぼす重要な影響 5. その他重要な事項がある場合にはその内容
<b>6. その他</b>		
①重要な経営改善策又は計画の決定（デット・エクイティ・スワップを含む。）	取締役会等の決議があったとき	1. その旨 2. 計画の内容 3. 計画の実施時期 4. 当該計画が営業活動等に及ぼす重要な影響 5. その他重要な事項がある場合にはその内容
②重要な係争事件の発生又は解決	訴えが提起されたとき又は解決したとき	1. その旨 2. 事件の内容、相手の名 3. 損害賠償請求額、その他の要求の内容 4. 事件に対する会社の意見 5. 裁判又は交渉の進展状況 6. 判決、和解、示談の成立等があった場合にはその内容 7. その他重要な事項がある場合にはその内容
③重要な資産の担保提供	合意成立又は事実の公表のとき	1. その旨及び理由 2. 担保提供の目的、提供期間 3. 担保提供資産の種類及び簿価 4. その他重要な特約等がある場合にはその内容
④投資に係る重要な事象（取得、売却等）	取締役会等の決議があったとき又は発生原因となる事実を認知したとき	1. その旨 2. その内容 3. 損益に及ぼす重要な影響 4. その他重要な事項がある場合にはその内容
<b>連結財務諸表固有の後発事象</b>		
①重要な連結範囲の変更	連結範囲の変更に係る意思決定を行ったとき	1. その旨 2. 変更による影響 3. その他重要な事項がある場合にはその内容
②セグメント情報に関する重要な変更	セグメント情報に関する変更に係る意思決定を行ったとき	1. その旨 2. 変更による影響 3. その他重要な事項がある場合にはその内容
③重要な未実現損益の実現	未実現損益の実現をもたらす事象が発生したとき	1. その旨 2. 実現する額 3. その他重要な事項がある場合にはその内容

以 上